

第1-1-13表 相対的貧困率の国際比較（2000年代半ば）

	相対的貧困率		子どもの貧困率		子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満） の世帯員の相対的貧困率					
	割合	順位	割合	順位	合計		大人が一人		大人が二人以上	
					割合	順位	割合	順位	割合	順位
オーストラリア	12.4	20	11.8	16	10.1	16	38.3	19	6.5	12
オーストリア	6.6	4	6.2	5	5.5	5	21.2	8	4.5	5
ベルギー	8.8	15	10.0	10	9.0	12	25.1	10	7.3	14
カナダ	12.0	19	15.1	21	12.6	21	44.7	27	9.3	18
チェコ	5.8	3	10.3	13	7.7	9	32.0	15	5.5	7
デンマーク	5.3	1	2.7	1	2.2	1	6.8	1	2.0	1
フィンランド	7.3	9	4.2	3	3.8	4	13.7	4	2.7	3
フランス	7.1	6	7.6	6	6.9	7	19.3	7	5.8	8
ドイツ	11.0	17	16.3	23	13.2	22	41.5	25	8.6	16
ギリシャ	12.6	21	13.2	18	12.1	18	26.5	13	11.7	23
ハンガリー	7.1	6	8.7	8	7.7	9	25.2	11	6.8	13
アイスランド	7.1	6	8.3	7	7.3	8	17.9	5	6.2	10
アイルランド	14.8	26	16.3	23	13.9	23	47.0	28	10.1	21
イタリア	11.4	18	15.5	22	14.3	25	25.6	12	14.0	27
日本	14.9	27	13.7	19	12.5	19	58.7	30	10.5	22
韓国	14.6	24	10.2	12	9.2	13	26.7	14	8.1	15
ルクセンブルク	8.1	11	12.4	17	11.0	17	41.2	24	9.7	20
メキシコ	18.4	30	22.2	29	19.5	29	32.6	16	18.7	29
オランダ	7.7	10	11.5	15	9.3	14	39.0	20	6.3	11
ニュージーランド	10.8	16	15.0	20	12.5	19	39.1	21	9.4	19
ノルウェー	6.8	5	4.6	4	3.7	3	13.3	3	2.1	2
ポーランド	14.6	24	21.5	28	19.2	28	43.5	26	18.4	28
ポルトガル	12.9	22	16.6	25	14.0	24	33.4	17	13.3	24
スロヴァキア	8.1	11	10.9	14	10.0	15	33.5	18	9.2	17
スペイン	14.1	23	17.3	26	14.7	26	40.5	23	13.9	26
スウェーデン	5.3	1	4.0	2	3.6	2	7.9	2	2.8	4
スイス	8.7	14	9.4	9	5.8	6	18.5	6	4.9	6
トルコ	17.5	29	24.6	30	20.3	30	39.4	22	20.0	30
イギリス	8.3	13	10.1	11	8.9	11	23.7	9	6.1	9
アメリカ	17.1	28	20.6	27	17.6	27	47.5	29	13.6	25
OECD平均	10.6		12.4		10.6		30.8		5.4	

資料：OECD"Growing Unequal?"等

# コラム

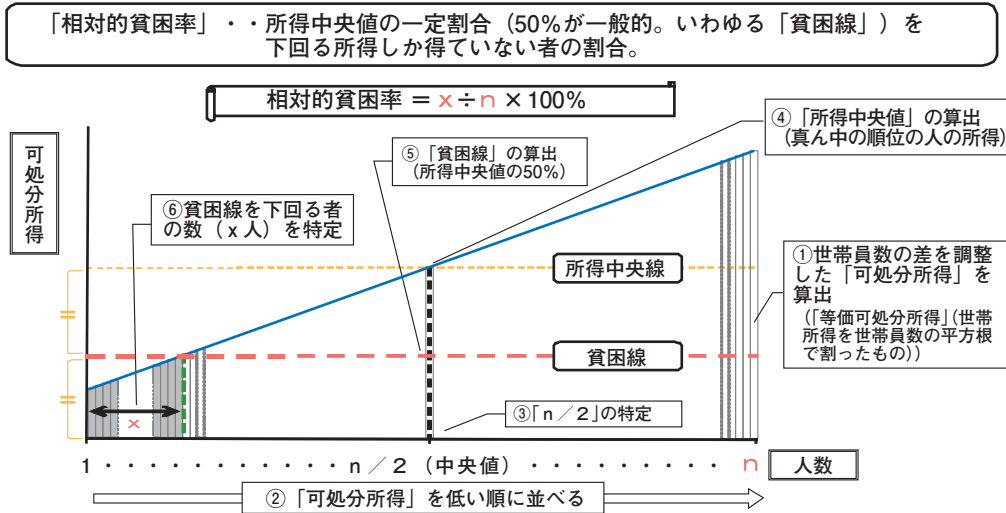
## 相対的貧困率とは？

「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合である。可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及

び固定資産税を差し引いたものをいう。また、保育サービスのような社会保障給付による現物給付が含まれていないことを注意する必要がある。

第1章

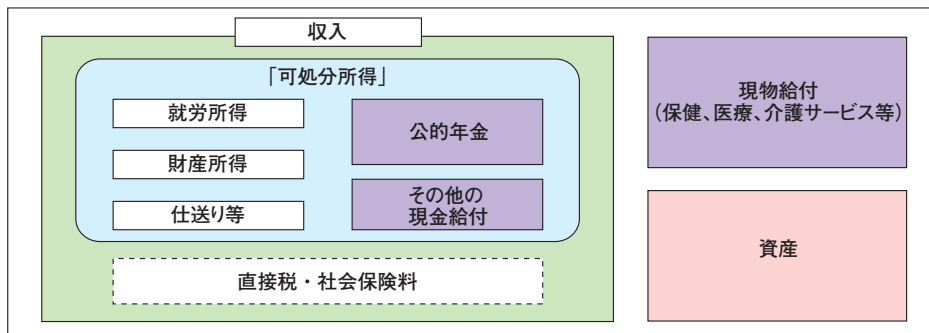
第1-1-14図 相対的貧困率



資料：厚生労働省資料

第1-1-15図 可処分所得に含まれるもの

相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」は、収入から直接税・社会保険料を除いたものである。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



資料：厚生労働省資料

中でも高い水準であり、その改善が課題となっている。

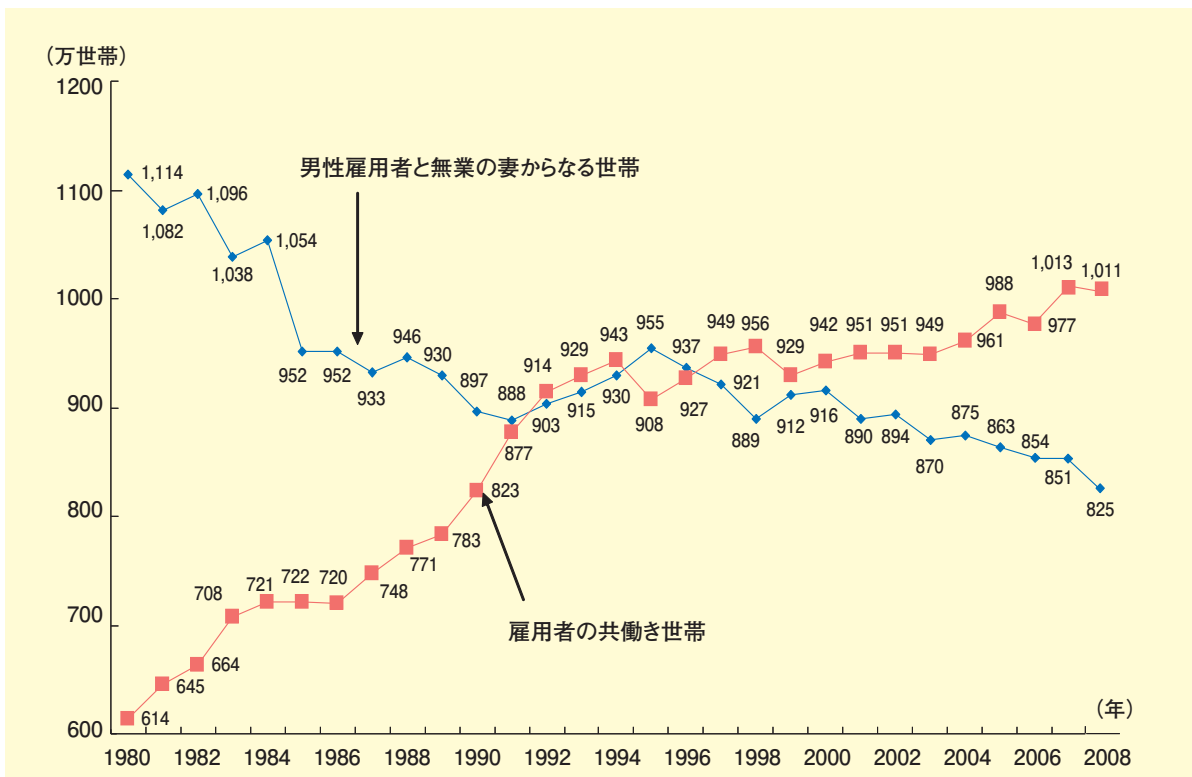
### (共働き世帯の増加)

1990年代半ばより共働き世帯数が専業主婦(夫)世帯を上回り、近年更に増加傾向にある。これとともに、保育所持機児童の問題が深刻化する一方、幼稚園の充足率は低下し、就学前児童の受け皿が時代に合わなくなってきたとの指摘がある。

このような流れを受け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の整備が、2006(平成18)年の制度発足以来進められてきた。認定こども園に対する評価は高く、保護者の9割近くが制度を推進していくべきと考えて

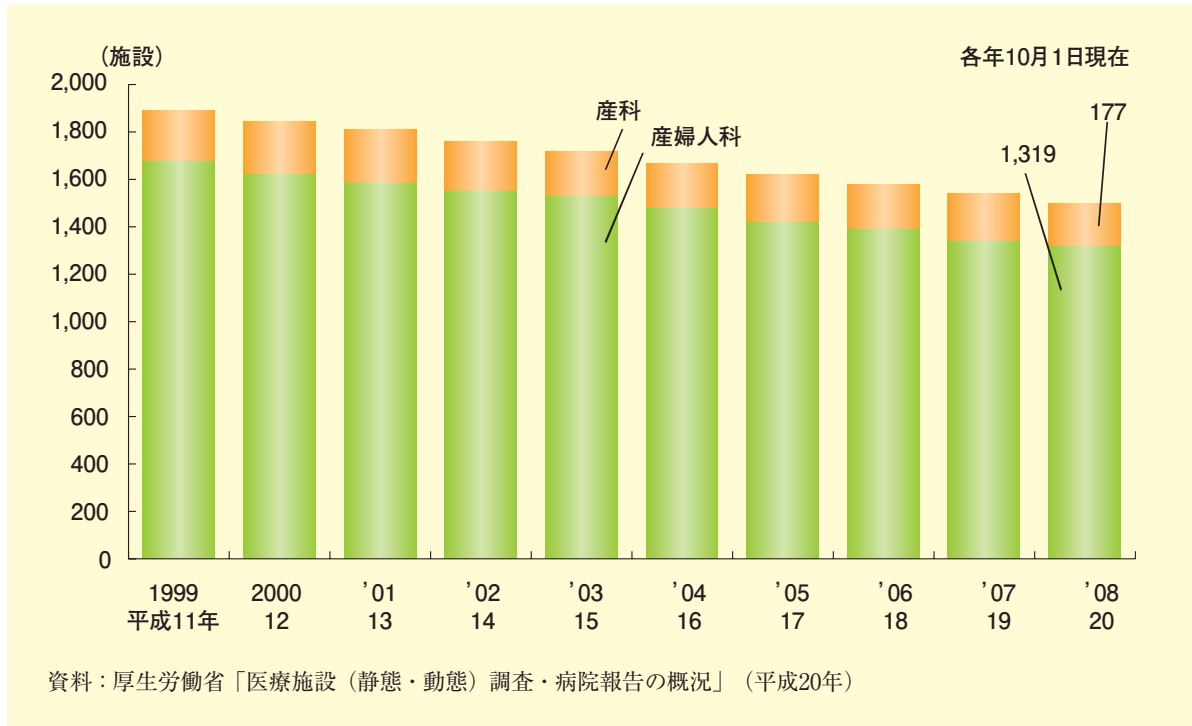
いる(2010(平成22)年4月現在の認定件数は532)。その一方で、「財政支援が不十分」、「会計処理や申請手続きが煩雑」、「省庁間や自治体間の連携が不十分」等の指摘がある。このため、「認定こども園制度のあり方に関する検討会報告書」(2009年3月)を踏まえ、財政支援の充実のために、「安心こども基金」等により「幼稚園型の保育所機能部分」、「保育所型の幼稚園機能部分」、「地方裁量型」への新たな財政措置が実現したところであり、また二重行政の解消のために、会計処理の簡素化を行い、補助金等の窓口・申請・執行手続きの一本化を促進するとともに、窓口の一本化、書類の重複の整理、監査事務の簡素化など、手続きの一本化・簡素化に取り組んでい

第1-1-16図 共働き世帯の増加



資料：1980年～2001年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、1980年～1982年は各年3月)、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。  
 注1：「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」は、雇用者は非農林業雇用者、無業の妻は完全失業者と非労働力人口の合計値である。  
 注2：「雇用者の共働き世帯」の雇用者は、非農林雇用者である。

## 第1-1-17図 産婦人科、産科を標ぼうする一般病院数の年次推移



るところである。

### (お産の場の減少)

産婦人科及び産科医療施設の推移をみると、この10年間減少傾向にあり、身近なお産の場が減少していることがうかがえる。

## 4 家族関係社会支出の国際比較

我が国は、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模

が小さいことが指摘されている。家族関係社会支出の対GDP比をみると、我が国は0.81%（2005（平成17）年）となっており、フランスやスウェーデンなどの欧州諸国と比べて3分の1から4分の1となっている（第1-1-18図）。また、社会保障給付費に占める家族関係給付の割合をみると、我が国は4.2%（2005年）となっているのに対し、欧州諸国ではおおむね10%程度となっている（第1-1-19図）。